

公益社団法人東京都診療放射線技師会

総会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都診療放射線技師会定款(以下、「定款」という。)第5章に基づき、総会を民主的かつ円滑に運営するための必要な事項を規定する。

第2章 総会成立

(総会成立)

第2条 総会は、定款第21条の定めるところに従い、成立を確認してから議長を選出し、議事を開始する。
2 総会が、定款第22条に定める定数を満たしているとき、議事を決することができる。

第3章 委任状

(取扱い)

第3条 定款第23条に定める委任状は、次の取扱いをする。
(1) 所定の用紙を用いること [様式12]
(2) 所定の事項に記入漏れが無いこと
(3) 提出期限までに提出されたものであること
(4) 委任した代議員が総会に欠席した場合は無効とする

第4章 議長及び職員

(議長及び職員)

第4条 総会は、議事運営を目的とする議長2名及び書記・採決・会場整理のための総会職員を若干名おく。
2 議長は、総会出席の代議員から選出し立候補制とする。ただし、定員を超える場合は、総会出席代議員の多数決により上位2名を選出する。
3 総会職員は議長が指名し、総会の承認を得る。

(議長の権限)

第5条 議長は次の各号に定める権限と責任をもつ。

- (1) 発言者を指名する。
- (2) 議題の範囲から逸脱した発言を拒否する。
- (3) 議場の規律を保つために必要な措置をとる。

第5章 総会運営委員会

(総会運営委員会)

第6条 総会議事運営のため、総会運営委員会をおく。

(総会運営委員会の構成)

第7条 総会運営委員会は、各支部より1名の割で選出した委員をもって構成する。

- 2 総会運営委員長は委員の互選で決める。
- 3 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。

(総会運営委員会の任務)

第8条 総会運営委員会は、総会議事運営に関する次の各号を決定する。

- (1) 総会を構成する代議員の定足数を確認し、結果を総会に報告
- (2) 議事日程の進行および変更、会期延長、提出議案および総会より付託された動議の整理、ならびに取扱いの決定
- (3) 会議の混乱、その他事故ある場合の措置
- (4) 緊急動議の受付、ならびに取扱いに関し、議長への助言
- (5) その他総会運営についての必要な事項

第6章 議事

(議案の提出)

第9条 議案とは、総会の意志を決定し、または表示することを目的とするもので、文書で提出された案件をいう。

- 2 代議員は、総会の目的である事項につき議案を提出することができる。
ただし、総会2ヶ月前に署名を添えて、文書にて理事会へ提出しなければならない。

(発言及び動議)

第10条 発言及び動議は、上程されている議案に関し、この規程にかなっていないなければならない。

- 2 会議で発言しようとするときは挙手し、議長の指名を受けなければならない。
- 3 動議の提案がなされたときは、議長は総会にはかり、その採否を決めなければならない。
- 4 議長は、前条の定めにかなっていない発言、及び動議を拒否することができる。

(優先動議)

第 11 条 議長は、次の各号に関する動議が提出されたときは、他の議事に優先して取扱わなければならない。

- (1) 議事進行
- (2) 討論打ち切り
- (3) 議長不信任
- (4) 議事の状態または運営
- (5) 休会、休憩、再開

第 7 章 採 決

(採 決)

第 12 条 議長は、採決しようとする議案の内容と、採決の方法を明瞭に会場に告げ、その確認を得たうえで採決に入ることを宣言する。

- 2 採決宣言後は、その採決完了まで特別の事由を除いては発言を認めない。
- 3 採決の方法は、挙手、起立あるいは無記名投票により、定款第 20 条に基づき過半数の同意をもってこれを決定し、可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、議事が明白であってその必要がないと認められる場合は、口頭によって決定することができる。
- 4 議案を採決に付し、賛否の決定したものについては、その総会において再審議を行うことができない。
- 5 採決の順序は、原則として反対、保留、賛成の順で採決する。

第 8 章 規程の特例および改廃

(規程の特例)

第 13 条 この規程に定めない事項で必要なことは、その都度総会運営委員会で決めることができる。ただし、その総会のみ効力をもつ。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成 24 年 5 月 26 日改正、施行する。
- 3 この規程は、平成 26 年 12 月 6 日改正、施行する。
- 4 この規程は、平成 29 年 6 月 18 日改正、施行する。